

令和元年度第2回（第173回） 福岡市都市計画審議会 議案参考資料

（頁）

1. 議案第10号関連
福岡広域都市計画地区計画の決定（市決定） ······ (参-1)
2. 議案第11号関連
福岡市景観計画の変更 ······ (参-7)

令和2年2月7日（金）

福岡ガーデンパレス（阿蘇の間）

1 議案第10号関連

(1) 福岡広域都市計画地区計画の決定（市決定）

都市計画那珂六丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	位 置	面 積	備考
那珂六丁目地区地区計画	福岡市博多区那珂六丁目の一部	約 9.7 ha	

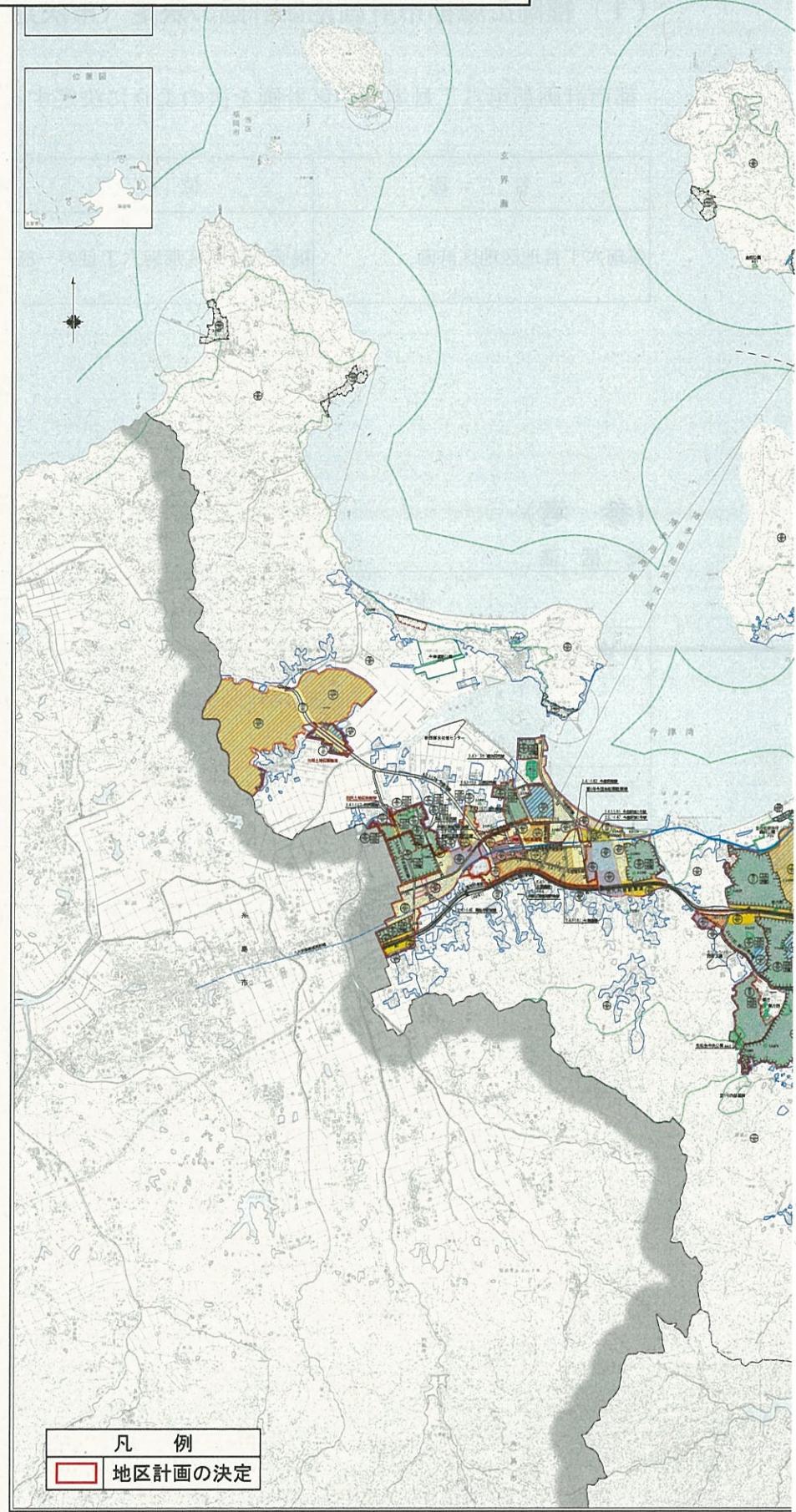
(参考)

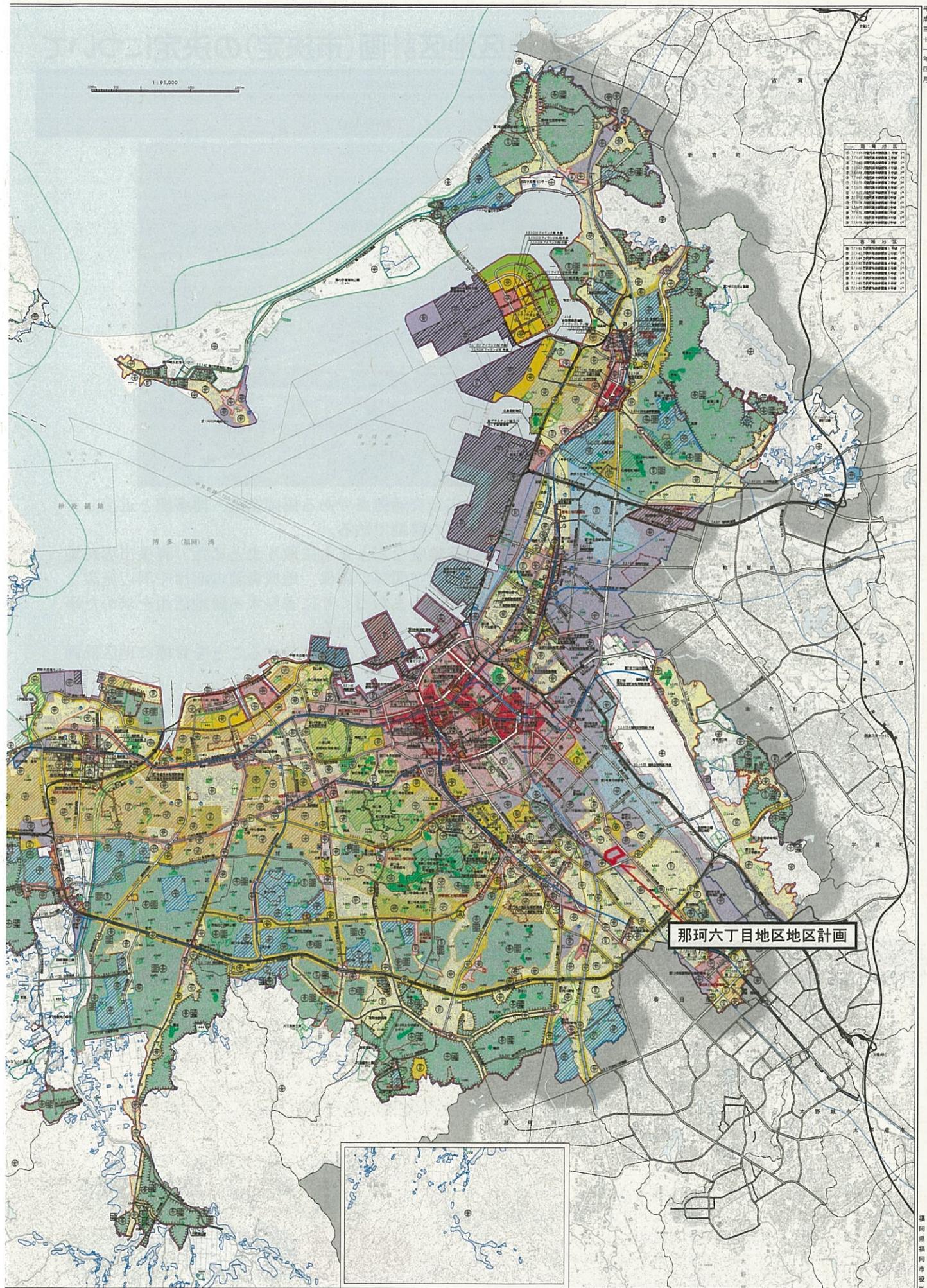
総 括 表

区 分	地区計画等箇所数 (箇所)	面 積(ha)
計画決定済	131	約 1454.3
うち 再開発等促進区を含む地区計画	15	約 99.3
うち 集落地区計画	1	約 7.7
今回分	1	約 9.7
うち 再開発等促進区を含む地区計画	—	—
うち 集落地区計画	—	—
計	132	約 1464.0

福岡広域都市計画地区計画の決定(市決定)

凡 例 Legend	
	市街化区域および市街化調整区域界 Urbanization Promotion Area and Urbanization Control Area
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M) Class One Residential Zone for Low-Rise Residential (Maximum height of Building Restricted to 10m)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M) Class Two Residential Zone for Low-Rise Residential (Maximum height of Building Restricted to 10m)
	第一種中高层住居専用地域 Class One Intermediate Height Residential Zone
	第二種中高层住居専用地域 Class Two Intermediate Height Residential Zone
	第一種 住居地域 Class One Residential Zone
	第二種 住居地域 Class Two Residential Zone
	準 住居地域 Semi-Residential Zone
	近隣商業地 Neighborhood Commercial Zone
	商業地 Commercial Zone
	準工業地 Semi-Industrial Zone
	工業地 Industrial Zone
	工業専用地域 Exclusive Industry Zone
	上段容積率・下段建ぺい率 Floor Area Ratio/Building Area Ratio
	外壁の後退距離の最低限度 Minimum Distance Required Between Building and Boundary
	低密度地規模 Low Density Residential Site Scale
	戸建住環境形成地区(特別用途地区) Regulated Single-family Residential District
	特別用地区 Special Use Zone
	第一種 15M 高度地区 Class One 15m Height Zone
	第二種 15M 高度地区 Class Two 15m Height Zone
	第一種 20M 高度地区 Class One 20m Height Zone
	第二種 20M 高度地区 Class Two 20m Height Zone
	高密度利用地区 High Utilization Zone
	防 火 地 域 Fire-Protection District
	準 防 火 地 域 Quasi-Fire Protection District
	國 級 敌 地 区 National Defense Zone
	特別緑地保全地区 Special Green Space Conservation Zone
	生産緑地地区 Agricultural Zone Reserved In The Urbanization Promotion Area
	臨港地 Port Zone
	流通通業務地 Distribution Business Zone
	都 市 計 画 地 Urban Planning Area
	都 市 高 速 鉄 道 Urban Rapid-Fast Railways
	公 園・綠 地・廣 場・墓 園 Parks/Green Areas, Plazas, Cemeteries
	公 共 下 水 道 排 水 区 域 Public Sewerage Covered District
	ポンジンブ Pumping Station
	そ の 他 の 都 市 施 設 Other Urban Facilities
	市 街 地 開 発 事 業 Urban Development Projects
	地 区 計 画 区 域 等 District Planning Area, etc.
	自 動 車 専 用 道 Expressways
	鐵 道 Railways
	自 然 公 園 区 域 Natural Park Area
	市 郡 界 City and District Boundaries
	町 村 界 Ward/Town and Village Boundaries
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内) Floor Area Ratio/Building Area Ratio(Urbanization Control Area) 注)この記号は、市街化調整区域内の「特別用地区」等に付いて、 該地区の用途などに応じて算定規制があります。
	指 定 区 域 分 界 Boundaries of areas with municipal urbanization control standards





福岡広域都市計画那珂六丁目地区地区計画(市決定)の決定について

1 地区の概要



当地区は、博多駅の東南約3kmの位置にあり、広域交通拠点である福岡空港、博多駅と近接しており、東区アイランドシティに統合移転した青果市場の跡地である。

跡地活用の基本的な考え方を地域の代表者や学識経験者などとともに取りまとめた「青果市場跡地まちづくり構想」（平成29年9月策定）を踏まえ、広場空間等の確保、地域資源の活用や周辺施設との連携による回遊性の向上など、地域や福岡市の魅力あるまちづくりに寄与する跡地活用を求めた事業提案公募により、一体的な土地利用が計画されているところである。

本地区計画は、将来にわたり地域や福岡市の魅力あるまちづくりに寄与することを目標に地区計画を定めるものである。

所 在 地	博多区那珂六丁目
対象敷地	①青果市場跡地 ②駐車場跡地 ③青果物流センター跡地
面 積	3敷地合計 87,246.03m ²
用 途 地 域	準工業地域 (建蔽率60% 容積率200%)



2 公募提案の概要

1. 公募の条件等

「青果市場跡地まちづくり構想」を踏まえ、「南部地域の新たな顔づくり」「周辺地域の生活の質の向上」「開かれた場づくり」を目指し、導入する機能や空間などの提案を求めた。

○公募に際し確保する機能や空間【必須機能】

- ・児童や生徒が気軽に運動できる空間
- ・地域がイベントや災害時等に利用できる多目的な空間（屋内外の交流スペース）
- ・賑わいを創出する取組みや機能
- ・敷地内の歩行空間
- ・緑の創出

○提案内容を踏まえ評価する項目

- ・福岡市や都市圏や九州の魅力向上に資する機能
- ・周辺施設との連携機能
- ・継続的に魅力を高める運営の仕組み
- ・交通環境への配慮 など



南部地域
の新たな
顔づくり

周辺地域の
生活の質
の向上

開かれた
場づくり

2. 事業者の提案（2018年7月）

- (1) 開業予定：2021年度末
- (2) 主な用途：複合施設（商業施設、体験施設、バスターミナル、広場、駐車場等）
- (3) 主な提案内容：

- コンセプト 出会いの広場～そして次の景色へ～
- 緑の創出
 - ・花と森をテーマとするエントランス、緑化率20%以上
- 広場等の空間（多彩な10の広場）の確保
 - ・部活動や地域のお祭り会場として無償提供
 - ※部活動で利用できる主な広場
 - ・スポーツパーク（屋上：200mトラック、テニスコート2面）
 - ※災害時に広場や駐車場を開放
- 新たな顔づくり、賑わい創出・周辺施設との連携
 - ・キッザニア（職業体験）※九州初
 - ・竹下商店街や周辺企業との連携イベント
 - ・まちづくり組織設立による住民参加型イベント 等
- 交通環境への配慮
 - ・バスターミナルの設置、新規バス路線の新設
 - ・自動車交通負荷分散、敷地後退による道路拡幅
 - ・駐車台数 約3,000台 等



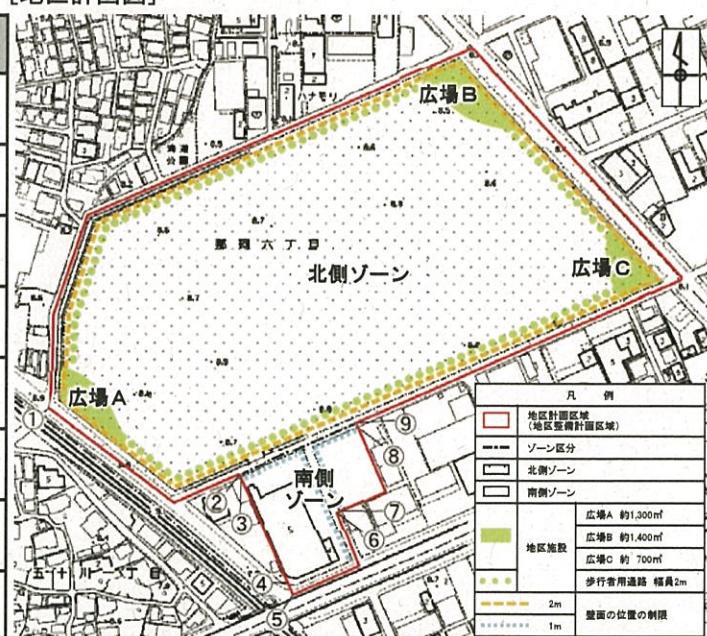
3 地区計画の概要

将来にわたり地域や福岡市の魅力あるまちづくりに寄与することを目的として、「青果市場跡地まちづくり構想」に示された「南部地域の新たな顔づくり」、「周辺地域の生活の質の向上」、「開かれた場づくり」につながる機能を誘導するとともに、広場や歩行者用通路、建築物の用途の制限などの事項を地区計画に位置づけるもの。

[地区計画の概要]

項目	内容
地区施設	広場 広場A(1,300m ²)、広場B(1,400m ²)、 広場C(700m ²)
	歩行者用通路 北側ゾーン敷地外周に幅員2m
建築物等に関する事項	用途の制限 住宅、風俗営業施設（ぱちんこ、マージャン等、ただし、ゲームセンター除く）
	敷地の最低限度 北側ゾーン: 5,000m ² 南側ゾーン: 1,000m ²
	壁面の位置の制限 敷地境界から建物の外壁等までの距離の最低限度を定める（北側ゾーン2m、南側ゾーン1m）
	形態又は意匠の制限 屋根・外壁等は周辺環境と調和するよう形態・意匠・色彩等に配慮
	垣又はさくの制限 敷地境界に面する部分は植栽等とし、緑豊かな街並みに配慮
	緑化率の最低限度 北側ゾーン(20%)、南側ゾーン(10%)

[地区計画図]



4 都市計画決定に係るスケジュール（予定）

令和元年10月 4日～17日	都市計画原案の縦覧（縦覧者13名、意見書0通）
令和元年12月16日	都市計画（案）の12月議会報告
令和2年1月 6日～20日	都市計画（案）の縦覧（法定縦覧）（縦覧者13名、意見書0通）
令和2年2月 7日	都市計画審議会
令和2年3月	都市計画決定告示
令和2年6月	建築基準法に基づく条例化

2 議案第11号関連 [都市計画法以外の法律により審議会に付議される案件]

(1) 福岡市景観計画の変更

景観法第8条第1項に基づく「福岡市景観計画」の変更（案）について

内容

名 称	位 置
福岡市景観計画	福岡市全域

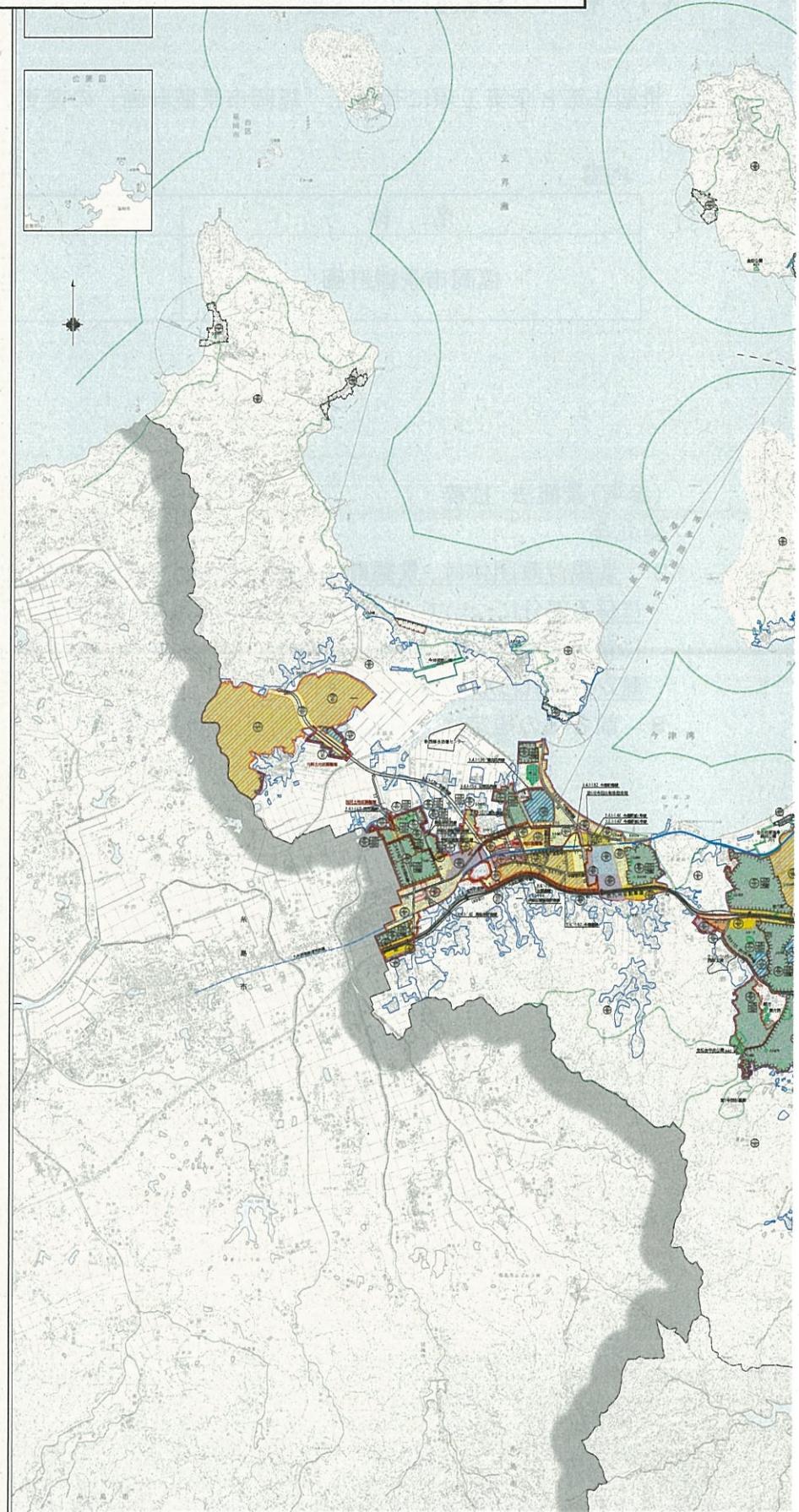
(参考) 景観法 抜粋

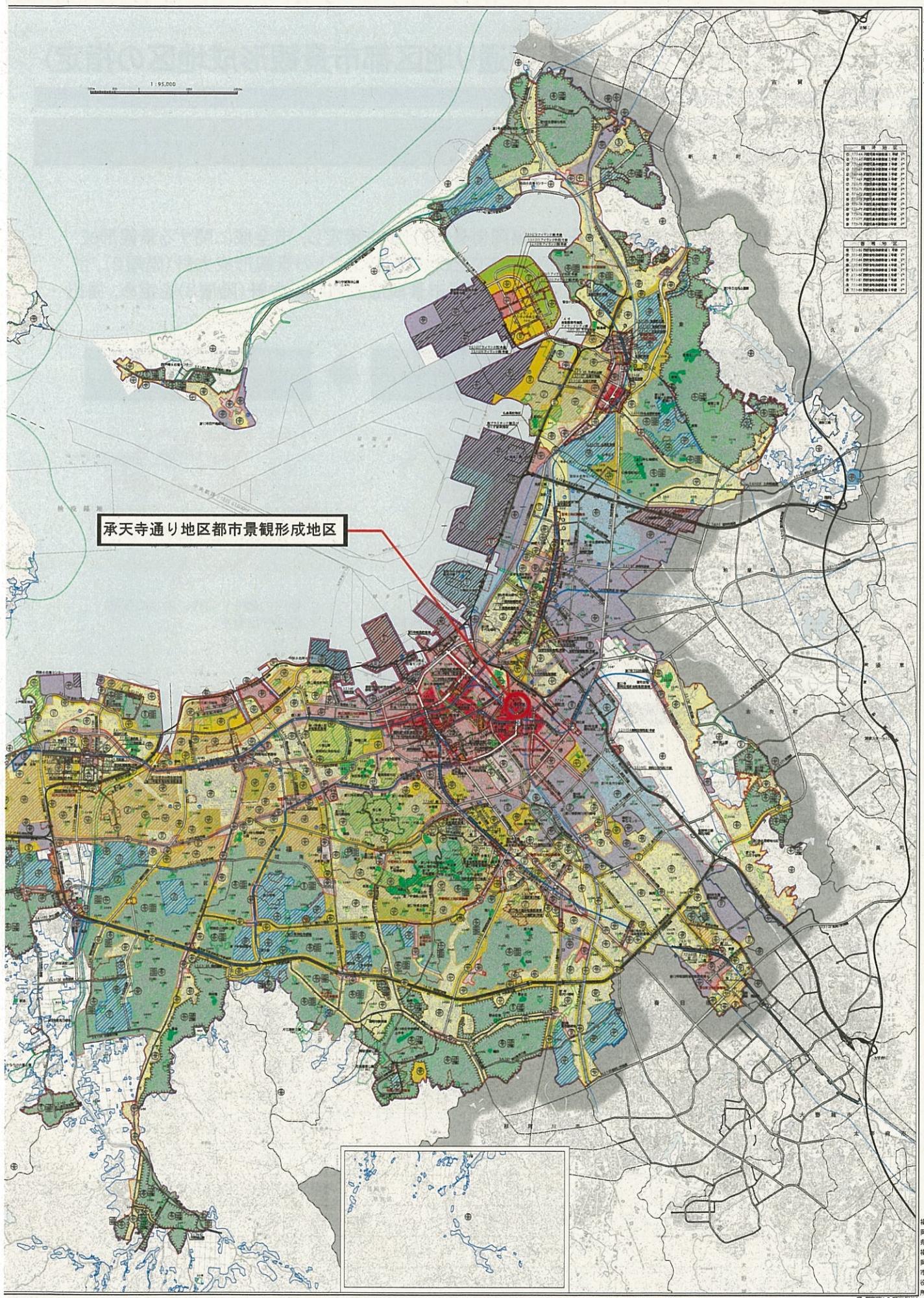
第九条

- 2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会(市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会)の意見を聴かなければならない。
- 8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

福岡市景観計画の変更 (承天寺通り地区都市景観形成地区)

凡 例 Legend	
	市街化区域および市街化調整区域界 Urbanization Promotion Area and Urbanization Control Area
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M) Class One Low-rise Residential Zone (Max. Height of Building Restricted to 10m)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M) Class Two Low-rise Residential Zone (Max. Height of Building Restricted to 10m)
	第一種中・高層住居専用地域 Class One Intermediate and High-rise Residential Zone
	第二種中・高層住居専用地域 Class Two Intermediate and High-rise Residential Zone
	第一種住居地域 Class One Residential Zone
	第二種住居地域 Class Two Residential Zone
	準住宅地域 Semi-Residential Zone
	近隣商業地城 Neighborhood Commercial Zone
	商業地城 Commercial Zone
	準工業地城 Semi-Industrial Zone
	工業地城 Industrial Zone
	工業専用地域 Exclusive Industry Zone
	容積率・下段建ぺい率 Floor Area Ratio - Building Allowable Density
	外壁の後退距離の最低限度 Minimum Distance Required Between Building and Boundary
	敷地規模 Site Area
	最低敷地規模 Minimum Site Area
	戸建住居形成地区(特別用途地区) Regulated Single-family Residential Area
	特 別 用 途 地 区 Special Use Zone
	第一種 15M 高度地区 Class One 15m Height Zone
	第二種 15M 高度地区 Class Two 15m Height Zone
	第一種 20M 高度地区 Class One 20m Height Zone
	第二種 20M 高度地区 Class Two 20m Height Zone
	高 度 利 用 地 区 High Urbanization Zone
	防 火 地 域 Fire Protection District
	準 防 火 地 域 Quasi-Fire Protection District
	禁 止 地 区 Prohibited Zone
	特 別 緑 地 保 全 地 区 Special Green Space Conservation Zone
	生 产 绿 地 地 区 Agricultural Zone Reserved in the Urbanization Promotion Area
	臨 港 地 区 Port Zone
	流 通 业 务 地 区 Distribution Business Zone
	駐 車 場 整 備 地 区 Zone to be Provided with Parking Place
	都 市 計 画 道 路 Urban Planning Project Roads
	都 市 高 速 鉄 道 Urban Rapid-trans Railroads
	公 园 ・ 緑 地 ・ 広 場 ・ 墓 園 Parks, Green Areas, Plaza, Centuries
	公 共 下 水 道 排 水 区 域 Public Sewerage Collected District
	水 井 場 Pumping Station
	そ の 他 の 都 市 施 設 The Other Urban Facilities
	市 街 地 開 発 事 業 Urban Development Projects
	地 区 計 画 区 域 等 District Planning Area, etc.
	自 動 車 専 用 道 路 Expressways
	鉄 道 Railways
	自 然 公 園 区 域 Natural Park Area
	市 郡 界 City and District Boundaries
	区 町 村 界 Ward/Town and Village Boundaries
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内) Floor Area Ratio - Building Allowable Density (Urbanization Control Area)
	注:福岡市では、市街化調整区域の各段階、建ぺい率等について、複数の用途などに応じた種別規定があります。
	指 定 区 域 区 分 界 Boundaries of areas with municipal urbanization control standards



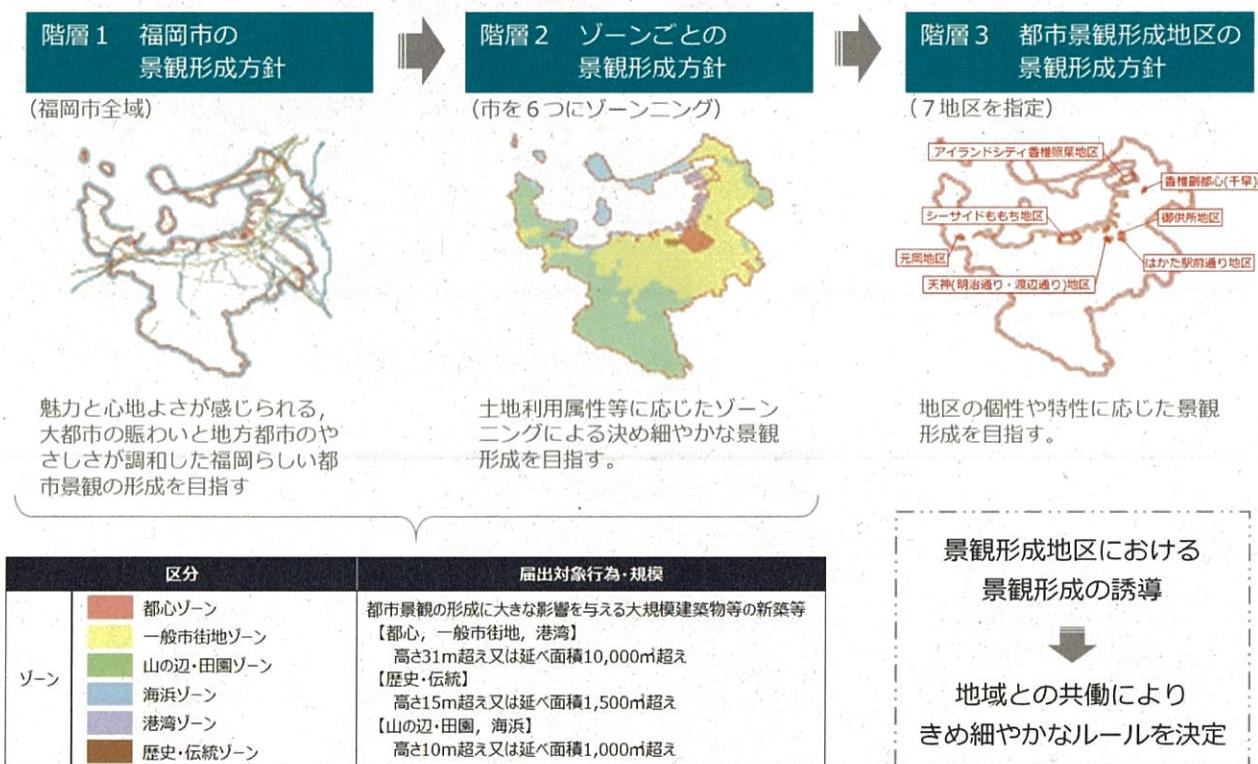


福岡市景観計画の変更(承天寺通り地区都市景観形成地区の指定)

1 福岡市の景観形成誘導

(1) 福岡市における景観誘導

福岡市では、平成24年に景観法に基づく「福岡市景観計画」を策定し、市全域に関する景観形成方針(階層1)を定めるとともに、土地利用特性に応じた6つのゾーンごとの景観形成方針(階層2)、さらに、地区の個性や特性に応じた景観形成を目指す都市景観形成地区の方針(階層3)を定め、届出により景観誘導を行っている。



(2) 都市景観形成地区

市を代表する地区や個性ある地区など、特に良好な景観を図るべき地区については、地域住民との共働により都市景観形成地区に指定し、地区の特性に応じた景観形成方針及び基準を定め、よりきめ細やかな景観誘導を図っている。

参考：都市景観形成地区一覧

名称	位置	面積	備考
シーサイドももち地区	早良区百道浜一丁目他	約 185.6ha	H8.4.25 指定
御供所地区	博多区御供所町他	約 28.0ha	H10.11.30 指定
天神(明治通り・渡辺通り)地区	中央区天神一丁目他	約 15.7ha	H12.3.2 指定
香椎副都心(千早)地区	東区千早四丁目他	約 17.6ha	H17.4.25 指定
アイランドシティ香椎照葉地区	福岡市東区香椎照葉一丁目他	約 94.0ha	H23.3.3 指定
元岡地区	福岡市西区元浜一丁目他	約 18.3ha	H23.3.3 指定
はかた駅前通り地区	福岡市博多区博多駅前二丁目他	約 7.0ha	H23.7.28 指定

2 地区の概要

(1) 地区の概要

承天寺通り地区は、歴史に配慮した景観づくりが行われている御供所地区と、九州の陸の玄関口であるJR博多駅を結ぶ博多駅前10号線（承天寺通り）沿道であり、商業・業務・共同住宅等が混在している。

今後、魅力ある景観づくりにより、寺社へと続く通りにふさわしい、歴史を感じられ風格のあるまちなみ形成を図るために、都市景観形成地区の指定を行うもの。

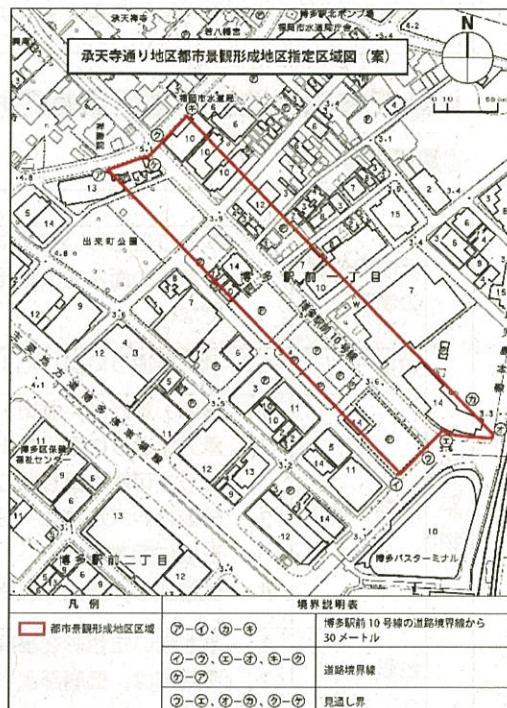
名称	位置	面積
承天寺通り地区	福岡市博多区博多駅前一丁目の一部	約 2.6ha
都市景観形成地区		

(2) これまでの経緯

当該地区については、平成28年に福岡市景観計画における「歴史・伝統ゾーン」に位置づけ、歴史資源等を活かしたまちなみ形成を推進している。

平成30年10月に、沿道の土地・建物所有者が自らまちなみ景観について考え、魅力的なまちなみを形成することを目的とした「承天寺通りまちなみづくり検討会（以下、「検討会」という。）」が設立され、計5回の検討会を経て、平成31年3月まちなみ形成の自主ルールが策定された。

平成31年4月に、検討会より福岡市へ都市景観形成地区指定の要望書が提出されたことから、都市景観形成地区の指定を行うこととした。



経緯

平成30年10月	「承天寺通りまちなみづくり検討会」発足
平成30年10月～平成31年3月	検討会の実施、自主ルール策定
平成31年4月	検討会より要望書提出
令和元年6月～7月	都市景観形成地区指定に関する説明会、意向確認
令和元年8月22日～9月4日	景観形成方針・基準(案)の縦覧

3 スケジュール(予定)

- 令和元年12月16日 12月議会報告
- 令和2年1月28日 福岡市都市景観審議会、福岡市屋外広告物審議会
- 令和2年2月7日 福岡市都市計画審議会
- 令和2年3月 都市景観形成地区の指定
(福岡市景観計画変更の告示、屋外広告物規格基準変更の告示)
- 令和2年4月 建築物等の新築等に係る行為の届出開始
屋外広告物の許可申請開始

4 都市景観形成方針・基準(案)

■承天寺通り地区 地区景観形成方針(案)

九州の陸の玄関口である博多駅と博多旧市街をつなぎ、博多部の歴史・伝統・文化などを醸し出すまちなみの形成を目的として、当該地区的景観形成方針を次の通り定める。

- ・寺社へと続く通りにふさわしい、歴史と風格を感じられる通りの形成を図る。
- ・落ち着いた心地よいまちで、滞在したくなる、賑わいの中にも品格がある通りの形成を図る。
- ・ゆとりがあり歩きやすく、夜間でも人の目が行き届いた安全安心な通りの形成を図る。

■承天寺通り地区 地区景観形成基準(案)

①建築物等

		行為の制限
	壁面の位置の制限	1. ゆとりと賑わい空間創出のため、承天寺通りとの敷地境界線から、建物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を1.5m後退させる。ただし、200m以下の敷地についてはこの限りでない。
	用途	1. 承天寺通りに面した1階及び2階部分は可能な限り店舗、サービス施設等の用途とする。
建築物	形態・意匠	1. 形態・意匠は、歴史・風格を感じられる落ち着きのあるものとする。 2. 承天寺通りに面した1階及び2階部分は、建物出入口・窓の設置やガラス素材の使用などにより、可能な限り通りに対して開放的なデザインとする。 3. 分節化やパレコニー形状の工夫、壁面後退等により寺社等に配慮した圧迫感のないまちなみ形成に配慮する。 4. 低層部は、歴史・風格を感じられる格子や庇などの意匠を取り入れる。
	色彩	1. 落ち着いた色彩を基調とし、寺社等との調和及び風格あるまちなみ形成に配慮する。 2. 高層部は、低層部よりも高い明度とし、空に馴染む圧迫感のない色彩を基調とする。
	外壁の材料	1. 低層部は、石張り等の自然素材や自然素材を模した仕上げを採用するなど、歴史・風格を感じられるよう材質や仕上げに配慮する。
付属施設	駐輪場・バイク置場	1. 承天寺通りから直接見えにくい位置に設置する。 2. 承天寺通りから見える位置に設置する場合は、格子や緑化等により自転車やバイクが直接見えにくいよう配慮する。
	ごみ置場	1. ごみ袋が外部から直接見えにくい位置や囲いの形態等に配慮する。 2. 格子や緑化等による修景に努める。
	設備機器等	1. 承天寺通りから直接見えにくい位置に設置する。 2. 承天寺通りから見える位置に設置する場合は、格子や緑化等による修景や目立たない色彩とするなど設備機器等が直接見えにくいよう配慮する。
付属設備	屋外照明	1. 寺社等との調和に配慮する。 2. 建物出入口、外壁面、外構など、屋外照明の設置に努める。 3. 機器の配置やデザイン、点灯方法等に配慮した照明計画とし、夜間景観を演出する。 4. ネオン管が露出する照明は設置してはならない。 5. 落ち着きのある暖色系の照明の使用に努める。
	その他の付属設備	1. 反射板を使用した回転灯は設置してはならない。ただし、駐車場出入口についてはこの限りでない。

②屋外空間

行為の制限	
外構の調和	1. まちなみの連続性の確保と修景に努める。 2. 歴史・風格を感じられるまちなみと調和した材質や仕上げ、色彩等とする。
緑化	1. 承天寺通りに面する部分は、セットバック空間を活用し花木を植えるなど、季節感の演出に努める。
駐車場	1. 歩行者の安全確保のため、車両出入口は承天寺通り沿いに設けないものとする。ただし、土地利用上やむを得ない場合はこの限りでない。
その他	1. 承天寺通りから見える場所に自動販売機を設置する場合は、落ち着いた色彩とする。 2. 暖簾やバナーなど、季節やイベントに応じて賑わいや親しみを感じる演出に努める。

③屋外広告物

行為の制限	
共通事項	1. 地区全体で調和を図り、歴史・風格を感じられる落ち着きのある意匠・形態・材料・色彩・照明等とする。 2. 博多千年門の眺望及び承天寺通り北側や境内等、周辺からの見え方に配慮する。 3. 掲出は必要最小限とし、集約化や設置位置に配慮する。 4. 自家用広告物に限る。 5. 承天寺通りの上空に係る広告物は設置してはならない。 6. ネオン管の露出する広告物は設置してはならない。 7. 発光可変表示式広告物(電飾看板、LEDビジョン等)を設置する場合は、低層部(10メートル以下の部分)に限る。面積の合計は1.0 平方メートル以内とする。 8. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することは避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。
屋上設置広告物	1. 設置してはならない。ただし、掲出する広告物の内容が社名や建物名称であって、当該広告物を設置する工作物が屋上設備等の隠ぺいを目的とし、建物の外壁面と連続し、かつ、同等の仕上げであるものについては、この限りでない。
壁面利用広告物	1. 壁面利用広告物の表示面積の合計は、壁面1面につき壁面面積の10分の1以下とする。 2. 承天寺通りに面した高層部(10メートルを超える部分)については、社名や建物名称に限る。
地上設置広告物	1. 地上から広告物の上端までの高さは10メートル以下とする。
突出広告物	1. 承天寺通りに面した壁面の高層部(10メートルを超える部分)には設置してはならない。

